

I. 事実の概要

- 5 A市のビル建設工事を行っていた建設会社の現場責任者甲(現場責任者は、現場での作業に関して起きた事故の責任を負うものとする)は、作業のためビルの外壁に沿う形で足場を組ませていた。平成28年4月17日甲は翌日の18日の現場付近の天気荒れ最大風速15メートルの風が吹くということをニュースで知り、足場の補強をした。(この補強により風速25メートルまでの風には耐えられるがそれ以上は耐えられない。)翌日の18日現場付近
- 10 は予想を超える風が吹く台風並みの天気となった。風は最大風速40メートルを記録しこれにより足場の一部が崩壊、その鉄骨が下を歩行していたXに直撃しこれを死亡させた。このとき甲の罪責を答えよ。なお特別法に関しては考えないこととする。

参考判例 判例百選51 札幌高裁昭和51年3月18日判決

15

II. 問題の所在

- ビル建築現場の現場責任者であった甲は、強風が吹くことを知り足場の補強をしたが、予想を超えた強風により足場が崩壊し、下を歩いていたXに鉄骨が当たり、これを死亡させた。過失犯が成立するには結果の予見可能性が必要となるが、甲の結果の予見可能性は
- 20 どの程度必要か。

III. 学説の状況

A説(旧過失論)

- 結果の予見可能性が過失犯の責任を基礎づけるのであり、結果が発生した以上、行為の
- 25 構成要件該当性・違法性は故意犯と同一である。故意と過失の違いは前者が結果の認識・予見であり、後者が結果の認識・予見可能性であることにすぎないとする説¹。

B説(新過失論)

- 結果の予見可能性だけでなく、社会生活上一般に要求される結果回避義務違反が過失
- 30 犯の責任を基礎づけるとする説²。

B-1説(危惧感説)

- 結果回避義務を基礎づける結果の予見可能性は、結果発生 of 具体的因果経過過程の予見までは必要でない。一般人ならば少なくともその種の結果発生はありうるとして具体的に

¹ 西田典之『刑法総論』(弘文堂,2006年)240頁。

² 前掲・西田240,241頁参照。

危惧感を抱くものであれば足りる。

また、結果について予見可能である場合は、結果回避義務において①予想される危険の蓋然性②危険の原因となる行為の目的や性質——とりわけ社会的効用③他の危険防止措置の有効性④被害者の危険防止能力などの諸事情を総合考慮し、どの程度の結果回避義務を行為者に負わせるのが相当であるかを判断すべきだとする説³。

B-2 説(具体的予見可能性説)

結果回避義務を基礎づける結果の予見可能性は、結果発生とそこに至る過程について具体的なものであるべきだとする説⁴。

10

IV. 判例の状況

高松高等裁判所昭和 41 年 3 月 31 日判決 判例時報 447 号 3 頁

(事実の概要)

被告人らは、乳児用調製粉乳等の製造販売業を営む会社の工場において、乳児用調製粉乳の製造とこの製造に要する原材料の購入に従事する者らである。この工場では、工業用第二りん酸ソーダとして取引された薬剤を安定剤として原料牛乳に混和していた。被告人らには、乳児用調製粉乳中に人体に有害な物質の混入することを完全に抑止しなければならないという業務上の注意義務、並びに人体に有害な粗悪品の入荷を防止しなければならないという業務上の注意義務、そしてこの薬剤が無害であることを確認しなければならないという業務上の注意義務があったにもかかわらず、被告人らは、各注意義務に反し、取引先会社から人体に有害なヒ素を含む工業用第二りん酸ソーダを購入し、これらの薬剤を安定剤として原料牛乳に混和しこの牛乳で乳児用調製粉乳を製造した。

20

その結果、製造された乳児用調製粉乳を飲用した 47 人が死亡し、726 人が中毒症に陥った。

25

(判旨)

正常な第二りん酸ソーダの中に有害物質が含まれるという危険は、始終起るものではないが、工業用第二りん酸ソーダの性状から判断すると、良識ある通常の人であるならば、かかる危険はこれを予見し得たことであるといわなければならない。しかも、被告人らは、食品を製造する森永乳業株式会社の他の工場及び本件工場の従業員として、長期間に亘り食品製造の業務に従事しており、豊富な智識及び経験を有するのであるから、その立場において細心の注意を払えば、通常の人と比し、より一層かかる危険の予見が可能であつたといわなければならない。

30

³ 藤木英夫『刑法(全)〔第4版〕』(有斐閣, 2013年)67頁。

⁴ 大塚仁『刑法概説(総論)〔第4版〕』(有斐閣, 2008年)209,210頁。

V. 学説の検討

A 説(旧過失論)について

5 この説において自動車事故を起こした場合を考える。交通事故が多発している昨今では、可能な限りの注意義務を払って結果発生が避けられなかった場合であったとしても、結果予見義務違反を理由に過失犯として処罰されうる。また、この論を徹底すると結果との間に因果関係がある場合すべて違法となってしまう。このように過失犯の成立が不当に広くなってしまう A 説は妥当ではない⁵。

よって検察側は A 説を採用しない。

10

B-2 説(具体的予見可能性説)について

因果経過過程まで具体的に予見できなければ結果の予見可能性を認めないこの説は、因果の過程が複雑である場合や、本来社会生活上当然に十分な結果発生防止義務が認められるべき企業災害、医療過誤、群衆災害等の場合に具体的に予見が可能とは言い切れず、被害者に酷な結論を導きうる⁶。また、因果経過の基本的部分を予見できれば良いとされるが、「基本的部分」とはなにか未だに理論化されておらず妥当ではない⁷。

よって、検察側は B-2 説を採用しない。

B-1 説(危惧感説)について

20 抽象的な予見可能性で足りるとするこの説は、因果経過過程までの具体的な予見が困難である場合——たとえば食品事故や企業災害、医療過誤、群衆災害等——において、一般人から見て保護者的立場である、結果発生防止を当然すべき業界関係者に過失責任を不当に免れさせるということはない⁸。

25 また、この説は責任主義に反するとの批判があるが、一元的行為無価値論を前提にする以上、責任主義に反してはいない。加えて、単なる予見可能性だけではなく、行為者に課されるべき注意義務を前提として考えるので、過失犯の成立が不当に限定されることも広くなることもなく妥当である⁹。

よって検察側は B-1 説を採用する。

30

VI. 本問の検討

甲の罪責について

⁵ 大塚裕史・十河太郎・塩谷毅・豊田兼彦『基本刑法 I 総論〔第 2 版〕』（日本評論社, 2016 年）132 頁以下。

⁶ 前掲・板倉同上。

⁷ 香川達夫・川端博『新判例マニュアル刑法 I 総論』（三省堂, 1998 年）88 頁。

⁸ 板倉宏『刑法〔第 5 版〕』（有斐閣, 2008 年）193 頁以下。

⁹ 井田良『刑法総論の基本構造』（成文堂, 2005 年）118 頁。

1 甲の行為に業務上過失致死罪(211 条)が成立しないか検討する。

2(1) 業務とは、人が社会生活上の地位に基づき、反復継続して行う行為であって、他人の生命、身体等に危害を加えるおそれのあるものをいうところ、本件におけるビルの建設も業務にあたる

5 (2) 本件において、甲は建設会社の現場責任者であり、ビルの外壁を沿う形で足場を組ませていた。4 月 17 日に甲は翌日天気が荒れることを知り足場を補強したが、翌日は予想を超える風が吹き、足場の一部が崩壊し、鉄骨の下を歩行していた X に直撃しこれを死亡させた。翌日天気が荒れることを知りながら十分な結果回避措置をとらず、人を死亡させたことについて、甲に結果回避義務違反があったといえないか。

10 (3) 結果回避義務違反が認められる前提として、予見可能性があることが必要である予見可能性の程度としては一般人ならば少なくともその種の結果発生はありうるとして具体的に危惧感を抱くものであれば足りる。

(4) 本件において甲は天気が荒れることを知り足場を補強していることから、足場が崩壊する危惧感を抱いていたといえる。

15 (5) 予見可能性が肯定された場合、次に結果回避義務違反があったかが問題となる。この問題について、結果回避義務は、①予想される危険の蓋然性②危険の原因となる行為の目的や性質③他の危険防止措置の有効性④被害者の危険防止能力などの諸事情を総合考慮し、どの程度の結果回避義務を行為者に負わせるのが相当であるかを判断すべきである。

20 (6) 本件において、ニュースでは最大風速 15 メートルの風が吹くとされており、甲は風速 25 メートルまでの風に耐えられるように足場を補強している。しかし、天気予報が外れることはよくあり、最大風速 40 メートルの台風並みの風が吹く蓋然性も低くはない。そして、建設会社としては台風にも対応できる措置があるはずである。次に、ビルの建設は社会にとって有用なことであるがその反面、倒壊などの重大な危険が生じる可能性もある行為である。そのため、危険が発生した際の被害者の危険防止能力の程度に関係なく、被害者の死亡という結果は発生しうる。

これらの事情を総合考慮すると、ビルの建設という危険な作業を行う現場の責任者として、天気予報を少し上回る結果回避措置しか行わず、予想を超える風が吹いたことにより足場が倒壊したことについて、結果回避義務違反があったといえる。

30 3 そして、X は死亡しており、甲の過失行為と X の死亡との間の因果関係も肯定できる

4 以上のことより、甲の行為には業務上過失致死罪(211 条)が成立し、甲はその罪責を負う

VII. 結論

35 甲は業務上過失致死罪(211 条)の罪責を負う。

以上